

議員提出議案第13号

監査請求に関する決議

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和8年9月18日 提出

提出者	琴浦町議会議員	田中肇
賛成者	同	川上強志

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1 監査を求める事項

令和8年度 東桜ヶ丘ブロック塀撤去フェンス新設事業

2 監査結果の報告期限

令和8年11月15日

(理 由)

東桜ヶ丘ブロック塀撤去フェンス新設事業は総事業費約2億6,800万円、その財源は国県の補助金等はなく、町が一般財源で全額を公共施設等建設基金を取り崩し充当している。

また、本事業は公共施設の計画的な整備を目的とする「町公共施設個別施設計画」に位置付けがない唐突な事業であり、厳しい町財政状況において極めて異例な大規模事業である。

本事業は、危険ブロック塀の撤去とフェンスの新設であるが、フェンス新設目的は隣接する家畜改良センター鳥取牧場による悪臭、騒音、粉塵等の防止及び家畜の逸走防止であると町長は当初予算の説明を行った。

ところが、町長は本年第7回琴浦町定例会、町政に対する一般質問の第一日目の答弁では、目隠しと小動物の侵入防止であると従来の説明を転換した。これは議会軽視であり、事業目的の信憑性を損なうことである。

このため、本事業の必要性和妥当性について次の監査を求める。

- (1) 公共施設個別施設計画との整合性
- (2) 全額一般財源による事業費及びその費用対効果
- (3) フェンスの設置目的と法的根拠
- (4) 環境アセスメント等による悪臭、騒音、粉塵の調査、予測、評価
- (5) 悪臭、騒音、粉塵に対する設計フェンスの防止機能と効果及び数値
- (6) 衛生管理区域内の仮設工9,300万円の積算内訳と必要性
- (7) その他、監査実施に必要な事項

以上、決議する。

令和8年9月18日

鳥取県東伯郡琴浦町議会